

参考資料 【新型コロナウイルス感染症対応において本市が実施した取組事例】

内容

新型コロナウイルス感染症対応において本市が実施した取組事例（想定される支援策）...	2
1 実施体制.....	2
2 情報提供・共有、リスクコミュニケーション.....	3
3 まん延防止.....	4
(1) イベント等の制限.....	4
(2) 休園、休校等の措置.....	5
(3) 生涯学習施設その他の公共施設の措置.....	6
(4) 市民生活における感染対策.....	8
(5) 事業者等の感染対策への支援.....	9
4 ワクチン.....	10
5 医療・保健.....	11
6 物資.....	13
7 市民生活及び市民経済の安定の確保.....	14
(1) 市民支援.....	14
(2) 学校生活の維持.....	15
(3) 事業者等への支援.....	16

新型コロナウイルス感染症対応において本市が実施した取組事例（想定される支援策）

2020(令和2)年の国内感染者の確認から新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）が感染症法上の5類感染症に位置付けるまでの3年余り、本市においても新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、感染拡大防止と市民の社会経済活動の維持に向けた取組を進めてきた。

この資料は、生駒市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「市行動計画」という。）の改定に当たり、今後到来する感染症危機において、市が行うべき具体的な支援策の検討の参考となるよう、本市の新型コロナ対応の取組を、市行動計画の「新型インフルエンザ等対策の対策項目」に沿って整理・分類を行ったものである。

1 実施体制

○タスクフォースの編成

当初は市行動計画に基づく対策本部体制で対応していたが、市民の生活や事業者に対する支援をより円滑に実施していくため、取組別のタスクフォース・タスクチームを編成する体制に移行した。チームは随時再編されながら、継続して各種取組を行った。

○各種専属チームの設置

ワクチン接種チーム、大規模接種チーム、臨時給付金チーム、自宅待機者・自宅療養者支援センター等国の事業や感染状況に応じて、各種専属チームを設置し、対応に当たった。

○緊急事態宣言発令への対応

全都道府県を対象とする緊急事態宣言が発令されていた間は、市民等からの各種問合せへの対応と、県との連携の維持、感染者情報等の把握の初動対応等のため、市役所閉庁日においても一部職員を勤務させ、必要な対応ができる体制を維持した。

2 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

○メディアを通じた情報発信

毎月の定期記者会見の他に臨時の記者会見を実施し、記者クラブ各社に随時報道発表を行い、本市における感染拡大状況や本市の取り組み等の情報を、メディアを通じた市民への周知に努めた。

○その他の情報発信

市公式ホームページでは、市の取組に関し、各担当課がそれぞれ個別に掲載するのではなく、関連情報をまとめたページを開設し、トップページのメイン画像をバナーとした。このバナーの色で市内の感染拡大状況を表現した（水色から状況悪化に伴い、緑、黄、橙、赤）。

その他、休日も含めて X(旧 Twitter)で発信するとともに、市独自にチラシ・ポスターを作成・配布したほか、広報紙への掲載、公式ラインの開設、外国人向けの情報の発信等を行い、市民への周知に努めた。

○感染拡大緊急警報の発表

本市は、県内・市内の感染状況だけでなく、そのベッドタウンとしての特性も有している大阪府及び京都府における状況を考慮しつつ、県の指標を基に本市の感染状況を独自評価し、必要な措置を検討し実施する必要がある。

本市において新規感染者の発生数が急増した際には、市独自の「感染拡大緊急警報」を発表し、市民に対し感染拡大防止の啓発を行った。

○誹謗中傷・差別防止対策

感染者やその家族等が特定されて誹謗中傷されるなど、偏見による不当な差別的扱いが行われないよう個人情報保護に十分な注意を払いつつ、市民による詮索の加速や誤情報による無用な混乱・風評被害の発生を防ぐため、可能な範囲で積極的に

市民に正確な情報を発信・提供するとともに、過剰な詮索や不確かな噂の拡散、あるいは感染者やその家族等に不当な扱いをしないよう、繰り返し呼びかけた。

○新型コロナウイルス相談窓口「コロナ専用ダイヤル」の設置

本市における感染発生の公表以降、市民からの新型コロナに関する各種相談・問合せが増大したことから、全都道府県に緊急事態宣言が発令されたことを機に専用ダイヤルを開設した。

○商工会議所での講演

生駒商工会議所からの依頼を受け、事業所における感染拡大防止対策に関する講演を実施し、市内事業者の対策の見直し・強化に寄与した。

3 まん延防止

(1) イベント等の制限

○市主催イベント

感染拡大防止の観点からイベント開催の必要性の検討が必要となることから、「真にこの期間内に開催する必要性が高いもの、中止や延期の影響の大きいものに限って実施する。ただし、WEB等で開催可能なものは、努めてこの方式を活用して実施する」という方針を定め、規模の上限の設定や間隔の保持、参加者の特定・記録、大声での発生の禁止、飲食を伴う催しの中止等、必要な感染拡大防止措置を講じた。

○市民等主催イベント

市民に対しても、市の考え方を参考に、各種の集まりや催し物の実施の可否や感染拡大防止対策の実施を検討していただくような促しを実施した。

(2) 休園、休校等の措置

○保育所・幼稚園の取組

国の方針により全国一斉の臨時休業が要請された際は、原則自宅保育とし、一定職種（医療・看護職のほか、国が定める国民の日常生活の保持に必要な業種として定められている業種。いわゆる「エッセンシャルワーク」）に従事する家庭の園児のうち保育に欠ける家庭に限定して受入れた。

○学童保育の取組

- ・ 自宅保育を依頼しつつ、十分な間隔を確保するため学校施設も活用して保育場所の分散を行い、消毒や換気などの感染対策を徹底した。
- ・ 緊急事態宣言の発令中、学童保育所への登所の自粛をお願いしたが、医療従事者や社会の機能を維持するために就業を継続する家庭の児童は、引き続き受け入れた。
- ・ 学校の臨時休業及び分散登校により、学校へ登校しない学童児を、通常であれば授業が行われているはずの時間帯から受入を行った。

○保育料等の還付

保育所・こども園について、登園の自粛により保育の提供がなされなかった場合の保育料及び給食費を還付した。学童保育についても、臨時休業や欠席の場合の保育料を返還した。

○感染拡大防止による給食費の免除

学校の一斉休業に伴う、調理しなかった食材の購入費について、保護者に負担を求めず、市が負担した。また、感染拡大防止のために欠席した児童生徒等には給食費の免除を実施した。

(3) 生涯学習施設その他の公共施設の措置

○緊急事態宣言の発令等に伴う閉館・休業等

緊急事態宣言が発令された際には、県の要請を受け、閉館等の措置を講じた。

○県外居住者の利用制限

隣接する大阪府、京都府等で感染拡大が継続していた際、他地域の住民が本市施設を利用することにより、本市での感染拡大の波及が懸念されたことから、生涯学習施設やスポーツ施設の県外居住者による施設利用を制限した。

○施設の利用制限

施設内での飲食、大声の発声、来場者・参加者相互の距離が確保できない、及びこれらを伴う催し物や活動（試食を伴う料理教室、合唱や詩吟、ソーシャルダンス、カラオケ等）の施設での実施を制限するとともに、サウナや休憩室の利用制限等を行った。

○図書館での利用制限等

館内における閲覧等による感染拡大を防止するため、感染状況に応じて、閲覧用書架にある雑誌・新聞を撤去することや、図書室内立入禁止とし、事前予約による図書の貸出と返却の受取のみとする対応を行った。

特に駅前図書室については、他地域に通勤・通学する市民が、その帰宅途中に立ち寄ることが多いことから、他地域における緊急事態宣言やまん延防止重点措置の発令等を考慮し、夜間の営業を中止し、市民への感染拡大の回避を図った。

○制限に対する支援

貸室等の利用上限人数の制限（定員の1/2）を行った際に、施設使用料の減額措置（1/2）を実施するとともに、スポーツ施設において、動画撮影用のAIカメラを貸し出す等、無観客での利用を促進するための支援を行った。

また、図書館では、電子図書館や、市内各地に車両で図書を携行して貸し出す「出張図書館サービス」の充実を図った。

○職員及び来庁者等の感染防止対策

出勤制限基準の明示等により、職員又はその同居家族に感染が疑われる状況が発生した場合の速やかな報告体制を確立した。その他、健康観察表等による感染者の早期発見・非感染者の出勤確保のための措置、抗原検査キットの調達及び使用を行った。

また、国の時差出勤・テレワーク推進の提唱を受け、時差出勤制度の活用を推奨した。さらに、テレワークの制度を新たに定め、感染した場合に特に重症化する可能性のある妊娠中や既往症のある職員について、各所属における特段の配慮を行った。

○市庁舎内での対応

市民対応時の感染拡大を防ぐため、市庁舎各玄関及び職員用通用口に非接触型体温計及び手指消毒用アルコールを設置するとともに、各窓口に飛沫防止用のアクリル板を設置した。併せて、樹脂製パーテーションを執務スペース（事務机ごと）及び会議室に配置するなど、業務継続に向けた対応を行った。

また、市民等が手を触れる部分（手すり、エレベータのボタン、洗面所の蛇口等）は定期消毒を行い、待合椅子も一つおきに座れないようにするなど、庁内での感染防止に努めた。

庁内の各会議室にはCO₂濃度計を設置し、換気を促すとともに、会議室使用後の消毒等を行った。

(4) 市民生活における感染対策

○コミュニティ活動に対する感染対策への支援

全自治会に対し、感染防護資材（マスク、アルコール消毒液、非接触型体温計、フェイスシールド）を配布した。

また、電子回覧板、Wi-Fi等のインターネット環境の整備、HPの開設等、活動のデジタル化により感染リスクの軽減に取り組む自治会に対して助成を行った。

○インフルエンザワクチン接種の推進

新型コロナとインフルエンザの同時流行により、医療現場の混乱や医療提供体制への負担の増大、同時感染による重症化・死亡例の増大等の懸念に対応するため、インフルエンザのワクチン接種を呼びかけるとともに、基礎疾患保有者、妊婦、乳幼児・児童及び非課税世帯の65歳以上の市民に接種費用の一部の助成を行った。

○オンラインを活用した相談事業

法律相談や特定保健指導、妊産婦相談等市の相談事業については、感染リスクの回避のため、オンラインや電話を活用し、支援を継続した。

○投票所における感染対策

記入用の鉛筆について、来場者一人一人に消毒済みのものを準備するとともに、施設にロールマットを敷くことで、鉛筆やスリッパの使いまわしによる感染の防止を図った。

また、投票管理者、投票立会人及び事務従事者の席の前面にビニールシートを張り、飛沫による感染の防止を図った。

○指定避難施設の感染対策

指定避難施設の感染対策のため、次の対応を行った。

- ・避難所用感染防止用資機材等の整備
- ・避難所運営マニュアルの拡充
- ・避難所担当職員等研修会の実施

(5) 事業者等の感染対策への支援

○飲食店事業者に対する感染防止対策設備の導入補助

CO₂センサーやアクリル板衝立などの感染防止資材の購入に要した経費を補助した。

○タクシー事業者等の感染対策実施補助

市内で事業を営むタクシー（福祉タクシー、介護タクシーを含む。）事業者が市民の移動に係る車両の感染拡大防止に要した経費を補助した。

○営業時間短縮に協力した飲食店への支援

市独自の「感染拡大緊急警報」発表に伴い、市が指定する期間に休業や営業時間短縮に協力をした飲食店に協力金を交付した。

○私立幼稚園、こども園及び学童保育施設の感染防止対策の促進

私立保育所・認定こども園、市内学童保育所等に対し、マスク、消毒液、非接触体温計などの衛生用品や空気清浄機、パーティションなどの感染拡大防止のための備品購入に必要な経費を補助した。

○障がい福祉サービス事業者・介護事業者等に対する感染対策支援等

マスク、感染防護資材（防護服、フェイスシールド、医療用ガウン等）の提供や、訪問事業所に対する感染症対策講習会を実施した。

4 ワクチン

○日時指定型予約受付

当初、接種を希望者が想定を大幅に超え、インターネットと電話では予約受付を対応しきれなかったことから、65歳以上については、接種希望者に対して市が接種日時と接種場所を指定する「日時指定型予約受付」を実施したことで、高齢者の円滑な予約受付と接種を実施することができた。

○市内接種医療機関の確保

市内医療機関における個別接種の実施を促進するため、通常診療とは別体制を確保するための経費（人員、ワクチン管理等）に対し、接種協力金を支給した。

○特定の職種の優先接種

ワクチン接種従事者、消防職員、医療従事者、警察職員、介護・障害事業所従事者等新型コロナ対策及び生活支援者に対して優先的に接種を行い、市民生活の維持を図った。

○大規模接種会場

高齢者の2回目接種を速やかに完了させるため、集団接種会場（北コミュニティセンター・コミュニティセンター・南コミュニティセンター）に加え、市民体育館において大規模接種を実施した。

○廃棄ワクチン発生防止

接種開始当初、国から供給されるワクチンの数に制限があったため、廃棄ワクチンを発生させないために、あらかじめキャンセル等発生時に急遽接種できる人のリストを作成し、キャンセル等が発生した際にはリスト対象者に接種し、廃棄ワクチンの発生を抑えた。

○ワクチンの配送

個別接種を実施する医療機関に必要なワクチンを速やかに配送するため、配送業者に委託し、配送ルートや配送曜日を確定することで安定供給を行った。

○副反応の発症への対応

集団接種会場においてワクチン接種により副反応を発症した接種者への対応に万全を期すため、医療機関及び消防本部と接種会場、日時等を共有し、救急搬送体制を整えた。

○高齢者施設等での接種に対する支援

国の方針により、市内各高齢者施設でも入所者に対する接種を実施することとなったため、接種に関するマニュアルを作成し、配布するとともに、医師の確保等について協力した。

5 医療・保健

○専属救急隊の編成及び専用救急車の運用等

保健所から要請を受け、感染が疑われる傷病者（感染者含む。）の市内医療機関から市外医療機関への転院搬送を実施する中、感染が疑われる傷病者の増加が予想されたことから、救急車1台を感染が疑われる傷病者の救急搬送専用とするとともに、志願者から要員を指定して「特別救急搬送専属隊」を編成した。

また、専属救急隊員が感染の疑われる傷病者を搬送した後に家族に感染を拡散させるリスクを軽減するため、宿泊場所の確保を行った。

○受入困難事案発生回避の取組

爆発的に感染が拡大して、全国的に搬送困難事案が多発する状況が発生する中、県内でも保健所による搬送先の調整が滞る状況が見られたため、消防本部が必要に

より市内の関係医療機関に抗原検査を含むトリアージの実施を依頼するとともに、受入先の調整を行った。

○市立病院における対応

感染が蔓延する状況に対応するため、専用の検査機材を備えた検査体制の整備を始め、ワクチンの個別接種の実施、個室病室12床に陰圧化対応改修工事を行い、入院患者の受入体制の整備を行った。

○休日夜間応急診療所の対応

救急処置室及び屋外テントで発熱外来を開設し、診療時間を区切って内科・小児科を交互に運営（土日祝は2診体制）するとともに、必要な検査キットを確保し、診療時間帯いつでも検査可能な体制を維持した。感染拡大時には隣地他府県を含む他市町村からの患者が集中する中、市民を優先して診察・検査を行った。

○自宅療養者に対する医療提供体制の強化

自宅待機者・自宅療養者の容態が悪化した場合に迅速に対応できるよう、生駒地区医師会が郡山保健所の協力を得て、自宅待機者・自宅療養者の体調悪化に対する診療（往診、電話診療、オンライン診療等）の体制を整備した。

○地域外来検査センター（ドライブスルー検査場）の設置

生駒地区医師会の協力を得てドライブスルー検査場を設置し、感染の心配のあった市民を検査した。

○感染者等移送支援

保健所からPCR検査の受検等の必要性を認められた人や要介護・要支援認定者で感染症疑いがある人に、検査医療機関等への移動手段がない場合に、感染症予防措置を施した介護用車両を準備し、自宅等から医療機関への送迎を実施した。

○買い物代行サービス

感染者や濃厚接触者となった家族等に対する行動制限への対応のため、買い物代行サービスを実施した。

○パルスオキシメーターの貸出及び二次感染防止物品の提供

感染者が発生した家庭に対し、パルスオキシメーターの貸出及び二次感染防止用品（不織布マスク、N95 マスク、ゴム手袋、防護用ガウン、消毒用アルコールスプレー及び感染予防に関するパンフレット）の提供を行った。

○家族等が感染した場合の要介護者への支援

介護を行っている家族等が感染した場合、在宅介護を受けている要介護者の感染を防ぐため、当該要介護者が協力医療機関で療養生活を送ることのできる体制を整備した。

6 物資

○市民からの寄附の受付窓口の設置と活用

ふるさと応援寄附に新型コロナ対策関連のコースを設定するとともに、寄附の受付窓口を開設し、チラシで寄附を募ったところ、各種団体・法人及び個人から多くの現金、感染対策用資材等の寄附を受けた。これらについては、本市の各種の取組や庁内で使用し、また一部は市内の医療機関や学童保育施設、障害福祉施設等に配布した。

7 市民生活及び市民経済の安定の確保

(1) 市民支援

○各種給付金の給付

政府の施策に基づき実施したものに加え、本市独自の取組として、医療従事者等への特別給付金や、子育て世帯への上乗せの給付、妊婦への給付等その他事業者への給付金を給付した。

○生活支援相談等

生活困窮相談への相談支援、個人向け緊急小口資金貸付制度・総合支援資金の案内や、住居確保給付金、生活困窮者自立支援金、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金及び電力・ガス食料品等価格高騰緊急支援給付金等に関する相談・問合せに対応し、給付を行った。

○生理用品の配付

新型コロナの拡大に伴う経済的な困窮のため、生理用品が購入できない女性を支援する目的で、災害用備蓄分の提供を行った。

なお、受取希望者カードを作成するなどして、言葉を発することなく配布窓口で受領できるようにした。

○生涯学習施設の利用料減免の継続

文化芸術活動等の停滞が見られたため、市民の生涯学習施設利用時の利用料金の減額措置（1/2）を実施し、活動の回復につなげた。

○集団資源回収補助金の増額

集団資源回収実践団体に対し、古着・古布の輸出が制限され、リサイクル業者が減少する中で、集団資源回収の取組が中止・縮小することがないよう、集団資源回収実施に対する補助金を増額した。

○雇用の確保

新型コロナの影響等による雇用情勢の急激な悪化を受け、内定取消し及び休業・雇止めとなった方等に雇用の機会を提供し市民生活を支援するため、組織全体としての業務体制の確保も兼ねて会計年度任用職員として採用した。

○国民健康保険、後期高齢者医療保険及び介護保険の減免に関する周知

決定通知書に政府が決定した減免制度の案内を同封して発送し、減免制度の周知を行った。

(2) 学校生活の維持

○個別指導

臨時休業等の措置により授業時間が不足したため、夏休みを短縮して授業時間の不足を補うとともに、臨時の教員を採用し、感染等により欠席して授業の理解に遅れを生じた児童生徒に個別指導を行った。

○動画配信、オンライン等による教育の実施

学校の臨時休業や自宅待機等の際の学習の機会を保障するため、オンライン授業を開始した。

また、オンライン授業による対処が整うまでの間は、各教員が主要教科について授業の動画を作成・配信して、児童生徒の家庭での学習の機会を提供し、授業時間の不足を補った。

○学習指導員の配置による個別指導の実施

学校の臨時休業や自宅待機等の影響により、児童生徒に個別の学習の遅れが生じることが懸念されたことから、学習指導員を採用して各小・中学校に配置し、児童生徒一人ひとりに応じたきめ細やかな指導を実施した。

○感染防止用資材の配布・配置等

各学校、市立の幼稚園・保育所・こども園に対し手指消毒液、使い捨て手袋、サージカルマスク、ハンドソープ等の消耗品の他、非接触型体温計や空気清浄機等の感染防止用の備品を配備した。

○給食費無償化

先が見えない様々な不安や経済的負担を軽減し安心して学校生活を迎えていただくことを目的に、給食費を無償化し生活を支援した。

(3) 事業者等への支援

○中小企業等事業継続支援金

新型コロナの影響で売上が減少した市内の中小企業・個人事業主を支援するため、事業継続に必要な経費（家賃・運転資金・業態転換費用など）に充てられる「中小企業者等事業継続支援金」を交付した。また、コロナ禍で事業を再開・発展させる市内事業者に対し、国や県の補助金の自己負担分を市が補助する「事業者活動再開支援金」を交付した。

○サテライトオフィス等の開設支援

コロナ禍において企業が求められる新しいワークスタイルへの対応などによる職住近接の多様な働き方を推進するため、サテライトオフィス等の開設を支援した。

○事業者サポート給付金

新型コロナの国内での感染拡大の前後で大きく売上が下落した市内の事業者に対して給付金を交付した。

○チャレンジ生駒みらい資金

ポストコロナ・アフターコロナに向けて新たな事業展開にチャレンジする事業者に対し、ポストコロナの経営革新、地域課題の解決やまちの活性化につながる投資を誘引することを目的に資金を交付した。

○新型コロナ対策・事業継続相談支援

市内事業者支援体制の強化として、市役所内に中小企業診断士等の専門家を配置したサポートデスクを開設した。

○さきめしいこま（さきめしいこまプレミアム）

コロナ禍で売上が減少した市内の飲食店や小売店を応援するため、利用額に30%のプレミアムが付いた電子チケットを発行した。市民が先にチケットを購入することで店舗が売上を得られ、事業継続と地域消費の促進につながる取り組みを実施した。

○市内消費喚起及び旅行商品等の販売促進

新型コロナの長期化で影響を受ける小売り、飲食、宿泊施設等の観光関連事業者等の支援を目的として、消費喚起事業を実施した。

また、登録宿泊施設に対し感染症対策実施状況を調査して安全安心認定を実施するとともに、宿泊コンサルタントによる施設運営に関するサポートを実施した。

○医療機関等に対する支援

コロナ禍において、物価高騰の影響を受けている医療機関等（病院、診療所、薬局、助産所、訪問看護事業所）に「生駒市医療機関等物価高騰対策給付金」を交付した。

○介護事業者に対する支援

感染症対策経費の増大等に影響を受けている市内全介護事業所に対して、「応援給付金」を支給した。

○給食関連事業者に対する支援

学校給食休止に伴う発注取消を受けた給食用食材納入業者に補償費を支払い、事業継続を支援した。

○市内総合型地域スポーツクラブ活動への支援

事業費や会員収入等で減収となりクラブ運営の継続が困難となっていた総合型地域スポーツクラブに対し、市公共施設使用料の半額補助を令和2年4月から3年3月まで行い、クラブ運営の安定化を図った。